

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会神奈川地方事務室分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 13 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 11 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 9 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 7 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 44 年 4 月から 45 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 4 月から 45 年 3 月まで

私の父親が、私の国民年金の加入手続を行ってくれたが、父親は既に亡くなっているため、加入手続時期等の詳細は分からない。私は、その際発行された国民年金手帳を所持している。

申立期間の国民年金保険料は、私の父親が、納付してくれていたため、私は保険料額等は分からない。

両親及び弟は、国民年金加入期間において、国民年金保険料の未納は無く、私の申立期間の保険料のみが未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の父親が、申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと主張しているところ、i) 国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにおいて、申立人の国民年金手帳記号番号の払出日は、昭和 43 年 12 月 20 日であること、ii) 申立人が所持している国民年金手帳の国民年金印紙検認記録において、昭和 43 年度のページが切り離されたのは、当該ページの割り印から昭和 44 年 4 月であることが確認でき、当該手帳の発行日も同年同月 30 日であることから、申立人の国民年金の加入手続時期は、43 年 12 月から 44 年 4 月までの間と推認され、申立期間の保険料は、現年度により納付することが可能である。

また、申立人の特殊台帳によると、申立期間の前後の期間の国民年金保険料は過年度納付により納付済みであることが確認でき、申立期間の保険料も過年度により納付することも可能である。

さらに、申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料

を納付してくれていたとする申立人の父親及び申立期間当時同居の母親は、申立期間の保険料については納付済みである上、両親共に 60 歳まで完納していることから、納付意識が高かったものと認められ、12 か月と短期間である当該期間の保険料を納付したと考えるのが合理的である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年7月から同年9月までの期間及び53年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年7月から同年9月まで
② 昭和53年1月から同年3月まで

私が会社を退職した昭和47年4月頃、私の義父が役場で私と元妻の国民年金の加入手続を行ってくれた。

申立期間の国民年金保険料については、私が夫婦二人分を、仕事の関係で定期的に自宅に来ていた金融機関の職員に納付書で納付したり、当該金融機関に行った時に、納付したりしていた。

申立期間の①及び②の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職した昭和47年4月頃、その義父が役場で申立人と元妻の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料については、自身が夫婦二人分を集金に来た金融機関の職員又は金融機関で納付していたと述べているところ、申立人の国民年金の加入手続時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から同年6月頃と推認でき、当該期間の保険料は現年度納付することが可能である。

また、申立期間①及び②はそれぞれ3か月と短期間であり、申立人は、当該期間を除き、国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付しており、保険料を前納している期間もあることから、保険料の納付意識は高かったものと考えられる上、当該期間の前後を通じて申立人の住所や仕事に変化は無く、当該期間の保険料についても納付していたものとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を、62万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 14 年 1 月 1 日から 15 年 5 月 1 日まで

私がA社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額の記録は、その直前の期間の標準報酬月額よりも低額になっている。しかしながら、同社に勤務していた当時、支給されていた報酬額に変化は無く、申立期間の標準報酬月額は、実際に支払を受けた報酬額と相違しているため、申立期間に係る標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における標準報酬月額は、当初、申立期間のうち、平成14年1月から15年3月までは62万円と記録されていたが、同年4月1日に遡って30万円に減額処理されている上、申立人以外の被保険者についても同様に標準報酬月額が遡って減額処理されていることが確認できる。

また、申立人が所持していた預金通帳の記録には、申立期間当時、A社から申立人に支払われていた給与額が減額された形跡は無い。

さらに、滞納処分票により、A社は、申立期間において厚生年金保険料を滞納していたことが確認できる。

加えて、A社の閉鎖事項全部証明書により、申立人は、申立期間当時同社の取締役であったことが確認できるが、申立人は、同社は事業主の一家による経営であり、自身は同社に入社した当時からB業務に従事していた旨供述している上、滞納処分票の記録においても、申立人が当該減額処理に関わった記録は見当たらないことから、申立人は当該減額処理に関与し

ていたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、平成 15 年 4 月 1 日に行われた遡及減額処理は、事実に即したものとは考え難く、社会保険事務所が行った当該遡及処理に合理的な理由は無く、有効な処理があったとは認められない。このため、当該遡及処理の結果として記録されている申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 62 万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成22年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を32万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成22年2月28日から同年3月1日まで
私は、平成22年2月28日にA社を定年退職した。

雇用保険被保険者記録のA社の離職日は、平成22年2月28日となっているので、厚生年金保険の被保険者資格喪失日は、同年3月1日となるはずである。

調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の事業主は、当初、申立人は定年退職であると回答していたが、その後、申立人は、平成22年2月27日をもって退職する旨の退職願を提出しているため、定年退職ではなく、自己都合による退職であり、申立人の在籍は同日までであると主張している。

しかしながら、申立人に係る雇用保険受給者資格者証及び申立人が所持している雇用保険被保険者離職票の離職日は、平成22年2月28日であることが確認できる。

また、上記の離職票には、申立人の退職事由が定年退職と記載されているところ、A社の就業規則では、「従業員の定年は、満60歳に達した日の属する月の末日とする。」、「定年に達したときは、その日を退職の日」と定められている上、同社が提出した平成22年3月分の給与明細書

には、「平成 22 年 2 月 16 日から 2 月 28 日」と記載されている。

さらに、事業主は、厚生年金保険料の控除方法は、当月控除であったと回答しているところ、申立人が所持する平成 22 年 2 月分の給与明細書から、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において A 社に継続して勤務し、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、平成 22 年 2 月分の給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、32 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料の納付義務を履行したか否かについては、A 社は不明としているが、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届において、申立人の資格喪失日が平成 22 年 2 月 28 日となっていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、年金事務所は、申立人に係る同年 2 月の保険料について納入の告知を行っておらず（年金事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和50年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和50年1月1日から同年3月1日まで
私は、B社（後に、C社）に入社し、同社D事業所で勤務していた。同社D事業所は、会社名がA社、E社と変更したが、勤務地、仕事内容に変更は無く、継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び複数の同僚の証言から判断すると、申立人は、申立期間においてA社に勤務していたことが推認できる。

また、申立人と同日にA社からE社に転籍した際に、申立人と同様、申立期間において、厚生年金保険被保険者記録が無い同僚が年金記録確認F地方第三者委員会（当時）に対して訂正を求めた申立てについて、同委員会がC社から商社部門を承継したG社に照会したところ、同社は、当該同僚は、B社に入社以来、継続して同社及び関連会社に勤務し、厚生年金保険料を給与から控除していた旨回答している。

さらに、上記の同僚は、「申立人は、B社及び関連会社に正社員として雇用され、申立期間において自身と同じ仕事をしながら継続して勤務していた。」と供述していることから、申立人の申立期間における業務内容及び勤務状況は、その前の期間と同様であったことが推認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

なお、オンライン記録によれば、A社は、昭和50年1月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているものの、閉鎖商業登記簿謄本により、申立期間において、同社は法人であったことが確認できること、及び同僚の証言により、申立人を含む5人以上の者が同社に在籍していたことが確認できることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和49年12月の社会保険事務所（当時）の記録から、8万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、申立期間において厚生年金保険の適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和21年4月1日から同年12月1日までの期間について、事業主は、申立人が同年4月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められ、かつ、申立人のA社における資格喪失日は同年12月1日であると認められることから、申立人の同社における厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、420円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年4月1日から23年3月まで
私は、申立期間において、A社B事業所に勤務していたが、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。
調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和21年4月1日から同年12月1日までの期間について、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同姓同名で同一生年月日の者が、同年4月1日に被保険者資格を取得し、資格喪失日についての記載が無い、基礎年金番号に未統合の被保険者記録が確認できる。

また、上記被保険者名簿において、申立人が記憶する複数の同僚の被保険者記録が確認できることから、上記の被保険者記録は、申立人の被保険者記録であることが認められる。

さらに、申立人は、A社B事業所を退職した時期について、「兄の子供が生まれたばかりの頃だった。」と供述しているところ、当該子の生年月日は昭和21年*月*日であることが確認できることから、同日以降も勤務していたことが推認できる一方で、上記被保険者名簿において、

同年4月1日に被保険者資格を取得している複数の者については、同年12月の標準報酬月額の変定記録が確認できるが、申立人については、取得時以降の変定記録は確認できない。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和21年4月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められ、かつ、A社における資格喪失日は同年12月1日であると認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、上記の被保険者名簿から、420円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和21年12月1日から23年3月までの期間については、事業主は、「申立人の人事記録は無い。」と回答していることから、勤務実態について確認することができない。

また、申立人が記憶する上記の同僚の連絡先は不明なため、申立人の勤務実態について証言を得ることができない。

さらに、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和62年1月16日に、資格喪失日に係る記録を同年3月14日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を同年1月は6万8,000円、同年2月は7万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年1月16日から同年3月14日まで

私は、A社に臨時員として入社し、昭和62年1月16日から同年3月13日まで勤務していた。年金の記録を見ると、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落している。

当時の給与の明細が記載されている給与袋を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び申立人が所持している当時の給与袋に記載されている給与の明細から判断すると、申立人が、申立期間にA社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のうちいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、上記の給与袋に記載

されている給与支給額から、昭和 62 年 1 月は 6 万 8,000 円、同年 2 月は 7 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A 社は不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 62 年 1 月及び同年 2 月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を昭和58年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年8月31日から同年9月1日まで

A社C支店から同社D支店に転勤した時期に当たる申立期間の年金記録が欠落している。継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社の回答から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（昭和58年9月1日に同社C支店から同社D支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和58年7月の社会保険事務所（当時）の記録から12万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の納付義務の履行については、事業主は、A社C支店に係る資格喪失日について、昭和58年9月1日として届け出るべきであったところ、誤って同年8月31日として届け出たと考えられる旨回答している上、事業主が資格喪失日を同年9月1日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年8月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪

失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C事業所における資格取得日に係る記録を昭和38年3月26日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年3月26日から同年4月1日まで
A社に勤務していた期間のうち、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていないが、当該期間においても同社に継続して勤務していた。

調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、B社から提出された従業員台帳（発令情報）、同社の回答及び同僚の供述から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（昭和38年3月26日に同社本社から同社C事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C事業所における昭和38年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しているが、事業主が保管している申立人の申立期間に係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」における被保険者資格取得日が昭

和 38 年 4 月 1 日と記載されていることから、事業主は、同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 3 月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を昭和42年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和8年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和42年3月31日から同年4月1日まで
夫は、昭和27年3月にA社に入社し、その後、B社に異動したものの、継続して勤務していた。

申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていないので、調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言から、申立人が申立てに係るグループ会社に継続して勤務し(A社からB社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人のB社に係る雇用保険被保険者資格取得日及び同僚の証言から、昭和42年4月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和42年2月の社会保険事務所(当時)の記録から、4万5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は「資料が無いため不明。」と回答しているが、事業主が資格喪失日を昭和42年4月1日と届け出たにもかかわらず、社

会保険事務所がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年3月の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

関東神奈川厚生年金 事案 8617

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を昭和45年11月15日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を10万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年11月15日から同年12月16日まで
私は、昭和37年4月1日にA社へ入社し、46年5月14日まで勤務していたが、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。
調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が発行した在籍証明書から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和45年11月15日に同社C工場から同社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和45年12月の社会保険事務所（当時）の記録から、10万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

関東神奈川厚生年金 事案 8618

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における申立期間の標準賞与額に係る記録を99万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年6月19日

A社から支給された賞与のうち、申立期間の賞与については、厚生年金保険料が控除されていたが、年金記録では、当該標準賞与額の記録が無い。

調査の上、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る「賞与計算結果確認画面（2006年6月賞与）」及び事業主の回答から、申立人は、申立期間に係る賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与計算結果確認画面において確認できる賞与額及び保険料控除額から、99万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

関東神奈川厚生年金 事案 8619

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を昭和58年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を41万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年8月31日から同年9月1日まで

A社C支店から同社D支店に転勤した時期に当たる申立期間の年金記録が欠落している。継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社の回答から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（昭和58年9月1日に同社C支店から同社D支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和58年7月の社会保険事務所（当時）の記録から41万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の納付義務の履行については、事業主は、A社C支店に係る資格喪失日について、昭和58年9月1日として届け出るべきであったところ、誤って同年8月31日として届け出たと考えられる旨回答している上、事業主が資格喪失日を同年9月1日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年8月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪

失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

関東神奈川国民年金 事案 7110

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 7 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 4 月から 61 年 3 月まで

私は、昭和 53 年 4 月頃、区役所で国民年金の加入手続を行い、第 3 号被保険者となるまでの国民年金保険料を、自宅に送付されてきた納付書により、郵便局で定期的に納付していた。

申立期間のうち、昭和 53 年分の国民年金保険料の納付に関連する資料として、「53 年分の所得税の確定申告書（控）」及び同年 1 月から同年 3 月までの「給料等支給通知書（控）」を所持している。

申立期間の国民年金保険料が未加入による未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 53 年 4 月頃に、区役所で国民年金の加入手続を行い、第 3 号被保険者となるまでの国民年金保険料を、自宅に送付されてきた納付書により郵便局で定期的に納付していたと主張しているが、申立人の国民年金の加入手続が行われた時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された第 3 号被保険者の被保険者資格取得日等から、61 年 4 月ないし同年 6 月頃と推認され、申立人の主張する加入手続時期と一致しない。

また、申立人の所持する年金手帳によると、申立人の国民年金の被保険者資格の取得日は国民年金の第 3 号被保険者制度が開始された「昭和 61 年 4 月 1 日」と記載されていることが確認できる上、オンライン記録においても、当該制度開始前に被保険者資格を取得した記録は確認できないことから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人から、「53 年分の所得税の確定申告書（控）」及び昭和 53

年1月から同年3月までの「給料等支給通知書（控）」が提出されているところ、申立人は同年1月から同年3月までの期間の共済組合長期掛金と短期掛金は当該確定申告書（控）には含まれていないとしているほか、当該確定申告書（控）の社会保険料控除欄記載の金額には内訳の記載が無く、納付したとする国民年金保険料に相当する金額は確認できず、当該確定申告書（控）及び給与等支給通知書（控）から保険料の納付を認めることはできない。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、当該期間当初から手帳記号番号の払出時期までを通じて同一区内に居住していた申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらず、その形跡も無い。

その上、申立期間は96か月に及んでおり、これだけの長期間にわたる事務処理を行政機関が続けて誤ることは考え難い上、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

関東神奈川国民年金 事案 7111

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年7月から54年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年7月から54年11月まで

私の父親が、私の国民年金の加入手続きを行ってくれたが、父親は既に亡くなっているため、時期や手続き場所等の詳細は分からない。

申立期間の国民年金保険料については、私は、昭和45年7月から48年3月まで大学生で、家業を継ぐために同年4月から50年12月まで修行に出ていたため、父親が集金人に両親と私の保険料を一緒に納付してくれていた。51年1月に実家に戻ってからは、私自身が、集金人に毎月保険料を納付していたが、保険料月額を記憶していない。

私は、申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、自身の国民年金の加入手続きについて直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続きを行い、昭和50年12月までの国民年金保険料を納付していたとする父親は既に他界しているため、証言を得られない上、自身が納付していたとする51年1月以降についても、保険料月額等について具体的に記憶していないことから、申立期間当時の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、父親が国民年金保険料を昭和45年7月から納付してくれていたと主張しているが、申立人の加入手続き時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から54年11月と推認でき、その手続き時点で、申立期間のうち、45年7月から52年9月までの保険料は、時効により納付することができない期間である。

さらに、申立人は、申立期間のうち昭和 51 年 1 月以降の国民年金保険料を自身で集金人に納付していたと主張しているが、前述のとおり申立人の加入手続が行われた 54 年 11 月の時点で、52 年 10 月から 54 年 3 月までの保険料は過年度納付が可能であるが、申立人は、遡ってまとめて保険料を納付した^{おぼ}憶えは無いと述べている上、集金人に過年度保険料を納付することはできないことから、申立内容と一致しない。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、申立期間の始期から手帳記号番号が払い出された時期を通じて同一区内に居住していた申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、その形跡も見当たらない上、申立人が所持している年金手帳は、その形式（書式）から昭和 49 年 11 月以降に発行されたものであることが確認でき、申立人は、「現在所持している手帳以外の手帳を所持していた記憶は無い。」と述べている。

その上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 56 年 12 月 3 日から 57 年 7 月 1 日まで
② 昭和 59 年 1 月 24 日から同年 12 月 3 日まで

私は、昭和 56 年 12 月 3 日から 59 年 12 月 2 日まで A 事業所（現在は、B 事業所）に C 職として勤務していたが、国（厚生労働省）の記録によると、産休代替要員であった申立期間①及び正職員に採用された後の申立期間②が、厚生年金保険の被保険者期間となっていない。調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、B 事業所が提出した人事記録及び複数の同僚の供述から、申立人が当該期間において、A 事業所に勤務していたことは認められる。

しかしながら、A 事業所において申立期間①に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚は、「記憶している入職日と厚生年金保険の被保険者資格取得日とが一致していない。試用期間があった。」と供述している上、当該同僚のうち一人は、「産休代替要員として臨時に採用された職員は、当初社会保険の加入対象ではなかった。」とも供述している。

また、B 事業所は、「申立期間①における、申立人の人事記録以外の資料が無く、厚生年金保険の取扱いは不明である。」と回答している上、申立人も、当該期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

申立期間②について、B 事業所の保管する人事記録から、当該期間のうち昭和 59 年 1 月 24 日から同年 11 月 30 日までの期間において申立人が同事業所に勤務していたことが認められる。

一方、D共済組合連合会の回答から、申立人は、昭和 59 年 1 月から同年 11 月まではE共済組合の組合員であることが確認できる。

また、上記のとおり、人事記録により、申立人のB事業所における退職日は昭和 59 年 11 月 30 日であることが確認できる上、同事業所は、「申立人は、昭和 59 年 11 月 30 日に退職している。」と回答しており、複数の同僚に照会したものの、申立人が同日後も同事業所に勤務していたことをうかがえる供述は得られない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年1月から7年1月まで
② 平成8年12月から9年12月まで

A職であった夫とともに、申立期間①は、B社で、申立期間②は、C社で仕事をしてきたが、厚生年金保険の被保険者期間となっていない。

B社に係る支払明細書及びC社に係る発注書を所持しているため、調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、B社の事業主の妻は、「申立人の夫は、A職として請負で仕事をしており、申立人も含め、当社の従業員ではなかった。申立人の夫が申立人をどのような形態で使用していたか分からない。」と述べている上、申立人は、同社の仕事をしてきた当時の同僚の氏名を記憶しておらず、申立人の勤務実態を確認することができない。

また、前述の事業主の妻は、「当社は、厚生年金保険の適用事業所ではない。申立期間①当時は、夫（事業主）も私も国民年金に入っていた。」と述べているところ、B社は、厚生年金保険の適用事業所として確認できない上、事業主及びその妻は、当該期間の国民年金保険料を納付済みであることが確認できる。

さらに、申立人が所持するB社に係る支払明細書には、厚生年金保険料控除の記載は無く、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の控除を確認することができない。

申立期間②について、C社の元事業主は、「当社は平成16年に破産し、申立期間②当時の資料を保管していないが、当時の総務担当者は、『申立人は申立人の夫の助手としてD業務を手伝っていた可能性はあるが、

当社の正社員として採用した可能性は著しく低い。』と言っている。」と回答している上、申立人が記憶している同僚は、「A職として雇い入れられたことは記憶にあるが、そのほかのことは分からない。」と述べていることから、申立人の雇用形態及び勤務実態を確認することができない。

また、申立人が所持する申立人の夫宛てのC社に係る発注書において、申立人に係る記載及び厚生年金保険料控除に係る記載が無く、申立期間②に係る厚生年金保険料の控除を確認することができない。

さらに、オンライン記録によると、申立人は、申立期間②のうち、平成9年1月20日から同年12月1日までの期間、夫の健康保険の被扶養者となっていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 6 月 1 日から平成元年 6 月 1 日まで
私は、申立期間においてA事業所にB職として勤務していたが、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無い。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所の人事関係資料を管理しているC事業所から提出された人事記録及び複数の同僚の供述から、申立人が申立期間においてA事業所にD職として勤務していたことが確認できる。

しかしながら、申立人が記憶しているD職並びに申立期間又は申立期間に近接する時期に勤務していたD職及びE職の複数の者については、厚生年金保険の被保険者記録が確認できないことから、A事業所では、D職又はE職全員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

また、C事業所は、申立期間当時の資料が無く、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたかは不明と回答している。

さらに、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

関東神奈川厚生年金 事案 8623（事案 4928 及び 6029 の再申立て）

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 6 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年 2 月頃から 28 年 2 月頃まで

私は、申立期間において、A社の職人としてB県のC事業所でD職をしていたが、厚生年金保険の記録では、当該期間が被保険者期間となっていない。

これまで2回の申立ては認められなかったが、納得できないので、再度、申し立てる。

新たな資料や情報は無いが、調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、同僚の供述から、申立人がA社に勤務していたことは推認できるものの、オンライン記録によると、同社は、申立期間において厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる上、同社の給与担当者は、「昭和 28 年 11 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となる前の期間は、給与から厚生年金保険料を控除していなかった。」と供述しており、そのほかに申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないとして、既に年金記録確認E地方第三者委員会（当時）の決定に基づく平成 23 年 1 月 13 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、前回の申立てに当たり、申立人は、新たな情報として、前々回には挙げていなかった同僚一人を含む複数の同僚の名前を挙げているが、改めて申立人が挙げている全ての同僚について年金記録を調査したところ、特定できた8人については、いずれも申立期間において厚生年金保険の被保険者となっていないことが確認できたことから、これらは年金記録確認

E地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、このほかに申立期間に係る同委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないとして、既に同委員会の決定に基づく平成 23 年 7 月 6 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てに当たり、申立人から新たな情報及び資料の提出は無く、申立人は従来主張を繰り返しているが、これらは、年金記録確認 E 地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

このほか、申立期間について、年金記録確認 E 地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

関東神奈川厚生年金 事案 8624

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和61年8月1日から63年10月1日までの期間、平成9年10月1日から10年1月1日までの期間及び11年1月1日から同年12月1日までの期間について、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

申立期間のうち、平成6年11月1日から9年10月1日までの期間及び10年1月1日から11年1月1日までの期間について、申立人の当該期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和12年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和61年8月1日から63年10月1日まで
② 平成6年11月1日から8年9月1日まで
③ 平成8年9月1日から11年12月1日まで

私が代表取締役を務めていたA社は、社会保険料を滞納していたため社会保険事務所（当時）と相談し、保険料を分割して納付していた。その後、社会保険事務所の職員から、私の標準報酬月額を遡って引き下げるように指示があり、書類に押印させられた。

しかし、申立期間の標準報酬月額は、申立期間①及び③は41万円、申立期間②は59万円であり、それぞれの標準報酬月額に見合う保険料が控除されていたので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、当該期間の標準報酬月額は41万円であったと主張している。

しかしながら、オンライン記録によると、申立人の当該期間の標準報酬月額は、昭和61年9月1日付けで、同年8月1日からそれまでの41万円から20万円とする随時改定が、62年8月27日付けで、同年10月1日から20万円とする定時決定が行われており、それぞれの記録には、

遡及して訂正された形跡は見当たらない。

また、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 2 申立期間②及び申立期間③のうち平成8年9月1日から9年10月1日までの期間について、オンライン記録では、申立人の当該期間における標準報酬月額は、41万円であったところ、8年11月4日付けで、遡って9万8,000円に引き下げられていることが確認できる。

しかしながら、申立人は、閉鎖登記簿謄本により、当該期間において、A社の代表取締役であったことが確認できる上、申立人は、「社会保険料を滞納していたところ、社会保険事務所の職員から、社長である私の標準報酬月額を遡って引き下げるように一方的に指示され、私が書類に代表者印を押した。」と供述している。

なお、申立人は、申立期間②当時の標準報酬月額は、厚生年金保険の最高等級である59万円であったと主張しているところ、オンライン記録では、平成6年10月1日、7年10月1日及び8年10月1日から標準報酬月額をそれぞれ41万円とする定時決定が行われているが、この記録には、遡って訂正するなどの不自然な形跡は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、A社の代表取締役であった申立人が、自らの標準報酬月額の減額処理に関与しながら、その処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間②及び申立期間③のうち平成8年9月1日から9年10月1日までの期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

- 3 申立期間③のうち、平成9年10月1日から10年1月1日までの期間について、申立人は、当該期間の標準報酬月額は41万円だったと主張している。

しかしながら、平成9年10月1日から標準報酬月額を9万8,000円とする定時決定が行われており、この記録には、遡って訂正するなどの不自然な形跡は見当たらない。

また、申立人は、給与額や厚生年金保険料控除額について確認するこ

とができる給与明細書等の資料を所持しておらず、当該期間において、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 4 申立期間③のうち、平成10年1月1日から11年1月1日までの期間について、オンライン記録で確認できる標準報酬月額は9万8,000円であるところ、申立人が所持する10年分の所得税の確定申告書に記載されている社会保険料控除額から推認できる厚生年金保険料額に見合う当該期間の標準報酬月額は、申立人の主張する41万円と同額である。

しかしながら、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）第1条第1項ただし書では、「特例対象者が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない。」旨規定されているところ、申立人は、閉鎖登記簿謄本により、当時、A社の代表取締役であったことが確認できる上、申立人は、算定基礎届の業務は自身が行っていたと供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、特例法第1条第1項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、当該期間については、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

- 5 申立期間③のうち、平成11年1月1日から同年12月1日までの期間について、申立人は、当該期間の標準報酬月額は41万円であったと主張している。

しかしながら、申立人が所持する平成11年分の所得税の確定申告書に記載されている社会保険料控除額から推認できる厚生年金保険料額に見合う当該期間の標準報酬月額は、オンライン記録で確認できる標準報酬月額と同額の9万8,000円であることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 4 月 21 日から 41 年 2 月 21 日まで
私は、昭和 37 年 4 月 1 日から 41 年 2 月 20 日まで A 社に勤務していた。同社 B 工場から同社 C 出張所に転勤した直後の標準報酬月額が、給与支給額は変わらなかったにもかかわらず下がっている。同社 C 出張所における標準報酬月額が当時の給与支給額に比較して低いので、調査の上、申立期間に係る標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る標準報酬月額の相違を申し立てている。

しかし、申立人と同時に A 社 B 工場から同社 C 出張所に転勤した同僚についても、申立人と同様に、申立期間に係る標準報酬月額が転勤前より低額となっていることが確認できる。

また、申立人と同期入社と同僚及び同時期に入社した複数の同僚の申立期間に係る標準報酬月額は、申立人とほぼ同額であることが確認でき、申立人の標準報酬月額のみが同僚の取扱いと異なり低額であるという事情は見当たらない上、複数の同僚が、「申立期間当時の標準報酬月額に不審な点は無い。」と供述している。

さらに、申立人の A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票における標準報酬月額は、オンライン記録と一致しており、遡及して訂正されるなど不自然な事務処理が行われた形跡は見当たらない。

加えて、A 社は、既に解散している上、当時の事業主は住所が不明であるため、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができず、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づ

く厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 4 月頃から 36 年 3 月頃まで
私は、申立期間において、A社でB職として勤務していた。

しかし、厚生年金保険の記録では、申立期間が被保険者期間となっていない。調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数のA社における厚生年金保険被保険者記録のある者の証言及び申立人の同社における具体的な業務についての記憶から、期間の特定はできないものの、申立人が同社に関わる業務に従事していたことがうかがえる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和 35 年 10 月 1 日であり、申立期間のうち、同日より前の期間において厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる。

また、A社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 35 年 10 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した者のうちの一人は、「申立人は、フリーのB職で、仕事の依頼で時々来社していたと思う。」と供述している。

さらに、A社は既に解散している上、当時の事業主は死亡しており、また、複数の者が同社の給与計算事務を担当していたとする者も所在不明であるため、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

なお、A社において昭和 35 年 10 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した事業主を含む複数の者は、同日より前の期間においてはC社に係る厚生年金保険の被保険者であったことが確認できるが、そのうちのー

人は、「申立人はC社には勤務していなかった。」と供述している。

このほか、申立人は、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。